

議案第63号

備前市勤労者センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市勤労者センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市勤労者センター設置条例の一部を改正する条例

備前市勤労者センター設置条例(平成17年備前市条例第173号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第13条、第15条関係)

区分		基本使用料			1時間当たり 冷暖房使用料
		9時～12時	12時～17時	17時～21時	
第1会議室		500円	750円	750円	130円
第2会議室		500円	750円	750円	130円
第1研修室		500円	750円	750円	130円
第2研修室(和室)		500円	750円	750円	130円
集会室	スポーツ以外(全面使用)	1,250円	1,880円	1,880円	620円
	卓球(1台につき)	1時間当たり130円		1時間当たり190円	620円
	その他のスポーツ(全面使用)	1時間当たり380円		1時間当たり500円	620円

備考

- 1 使用時間区分を超えて連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。
- 2 使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は営利、営業宣伝その他これに類する目的で使用するときは、基本使用料の2倍に相当する額を加算する。
- 3 この表に定める使用時間区分以外の時間における使用に係る使用料は、それぞれ1時間当たり、集会室については620円、第1会議室、第2会議室、第1研修室及び第2研修室(和室)については250円とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。